

酢酸カリウムの新規指定について

消費者庁
食品衛生基準審査課

酢酸カリウムの概要（1）

本添加物の新規指定及び規格基準の設定の検討について、事業者より指定等の要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、添加物部会において審議を行う。

品目名

和名：酢酸カリウム
英名：Potassium Acetate
CAS登録番号：127-08-2

構造式、化学式及び分子量

構造式： CH_3COOK
化学式： $\text{C}_2\text{H}_3\text{KO}_2$
分子量：98.14

用途

酸味料、調味料、水素イオン濃度調整剤（pH調整剤）、日持向上剤

物質の概要

酢酸カリウムは、日本で添加物として指定されていないが、酢酸ナトリウムのアルカリ塩基を置き換えたものであり、酢酸ナトリウムと同様の機能を有する。

酢酸ナトリウムは昭和33年に結晶、昭和41年に無水物が添加物として指定され、酸味料、調味料、水素イオン濃度調整剤（pH調整剤）、日持向上剤として使用されている。酢酸ナトリウムを酢酸カリウムに置き換えることにより上記の機能だけでなくナトリウム摂取量低減が期待できる。

酢酸カリウムの概要（2）

諸外国での使用状況等

- コーデックス委員会において、酢酸カリウムは食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）に収載され、食品全般（表3の付属文書に掲載された食品分類及び個別食品を除く）及び乳幼児用補完食においてGSFAにおける適正製造規範（GMP）のもとで必要量の使用が認められている。また、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）では、1973年及び1997年に酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩の評価を実施し、酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩のグループについて、一日摂取許容量（ADI）は制限しないとしている。
- 米国では、「食品に直接添加するために許可された食品添加物」の「合成香料および補助剤」とされ、GMPのもとで必要量の使用が認められている。
- 欧州連合（EU）では、缶詰や瓶詰の果物や野菜、パン、新鮮な挽肉の包装済み調製品に適量の使用が認められている。また、シリアルやベビーフードにpH調整剤として適量の使用が認められている。また、食品科学委員会（SCF）において、1990年、酢酸及びその塩（カリウム塩、ナトリウム塩、カルシウム塩及びアンモニウム塩）のグループADIは特定しないとされた。

食品添加物の有効性

酢酸カリウムは、酢酸ナトリウムのアルカリ塩基を置き換えたものであり、酢酸ナトリウムと同様の酸味料、調味料、pH調整剤、日持向上剤としての機能を有する。

要請概要

現行

酢酸カリウムは、添加物として指定されていない。

要請概要

- 酢酸カリウムについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定めるとともに、規格基準を設定することの要請がなされた。
- なお、要請者は、食品加工現場における溶解作業を省き、作業の効率化を図るため、酢酸カリウムに加えて、酢酸カリウム液の成分規格の設定を要請している。

食品安全委員会の評価結果

令和8年5月21日付け府食第311号「食品健康影響評価の結果の通知について（回答）」（抜粋）

酢酸カリウムは酢酸イオン及びカリウムイオンから構成され、添加物としての使用時においては、ヒトの生体内で、酢酸イオンとカリウムイオンに解離・吸収される。

これまでの食品健康影響評価において、酢酸については、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない」と評価され、添加物に由来するカリウムについては、「安全性に懸念がない」と評価されている。

したがって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条及び第13条第1項の規定に基づき、酢酸カリウムについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定することについては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

酢酸カリウムの新規指定等について（案）

- 酢酸カリウムについては、食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条の規定に基づく添加物として指定する。

- 同法第13条第1項の規定に基づく規格基準については、次のとおりとする。
 - ・ 食品安全委員会における食品健康影響評価、諸外国での使用状況、JECFA及びSCFでの評価結果、並びに指定添加物「酢酸ナトリウム」に使用基準が設定されていないことから、酢酸カリウムに使用基準を設定しない。

 - ・ 成分規格を資料1－3別紙1のとおり設定する（設定根拠は別紙2のとおり。）。